「リース特別控除取戻税額＋別表三(二の二)「28」＋別表三(四)「15」)及び(別別表六(十六)「30」＋別表表六(二十三)「30」＋別表別表六(三十)「31」)」を、「控除税額（別表四「30の①」及び別表六(一)「６の③」、「23の計」）」を「控除税額（別表四「32の①」及び別表六(一)「６の③」）」に、「改定法人税額⑳－(別表六(一)「23の計」)」を「改定法人税額⑳」に改め、同表を別表十㊿とする。

別表十㈣の表中「所得金額総計（別表四「35の①」）」を「所得金額総計（別表四「37の①」）」に、「新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除額（別表十(二)「42」）／収用等の場合等の所得の特別控除額（別表十(六)「18」、「33」、「38」、「43」及び「48」）」を「新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除額（別表十(四)「42」）／収用等の場合等の所得の特別控除額（別表十(八)「18」、「33」、「38」、「43」及び「48」）」に、「社外流出額（別表四「32の③」）」を「社外流出額（別表四「34の③」）」に、「土地譲渡税額及びリース特別控除取戻税額（別表三(二)「27」＋別表三(二の二)「28」＋別表三(三)「23」＋別表三(四)「15」)及び(別表六(十二)「30」＋別表六(十五)「30」＋別表六(十九)「30」＋別表六(二十二)「30」＋別表六(二十五)「30」＋別表六(二十七)「31」)」を「土地譲渡税額及び（別表三(二)「27」別表三(三)「23」＋表六(十三)「30」＋六(二十)「30」＋別六(二十八)「30」＋

「リース特別控除取戻税額＋別表三(二の二)「28」＋別表三(四)「15」)及び(別別表六(十六)「30」＋別表表六(二十三)「30」＋別表別表六(三十)「31」)」を「控除税額（別表四「30の①」並びに別表六(一)「６の③」及び「23の計」）」を「控除税額（別表四「32の①」及び別表六(一)「６の③」）」に、「改定法人税額㉗－(別表六(一)「23の計」)」を「改定法人税額㉗」に、「法人税額㉗」を「留保金額（別表四「35の②」）」を「留保金額（別表四「37の②」）」に改め、同表を別表十㈤とする。

別表十㈢付表二を削る。

別表十㈢付表一の表中「日本船舶外航事業に係る当期利益の額又は当期欠損の額（別表十(三)付表二「62の②」）」を「日本船舶外航事業に係る当期利益の額又は当期欠損の額（別表十(五)付表二「59の②」）」に改め、同表を別表十㈤付表一とし、同表の次に次の一表を加える。